

告示第65号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和2年3月17日

尾道市長 平谷 祐宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン尾道店

所在地 尾道市天満町299番地1外

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 156台

No.	位置	収容台数
1	店舗建物外西側	14台
2	店舗建物2階	32台
3	店舗建物3階	67台
4	店舗建物屋上	43台
	合計	156台

(変更後) 72台

No.	位置	収容台数
1	店舗建物外西側	14台
2	店舗建物2階	32台
3	店舗建物3階	25台
4	店舗建物屋上	1台
	合計	72台

3 変更する年月日

令和2年11月13日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉

住所 広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,896㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐輪場の位置及び収容台数
店舗西側 8台
- イ 荷さばき施設の位置及び面積
店舗北西側 30m²
- ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
店舗東側 30.0m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 店舗敷地北西側及び南西側
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

5 届出年月日

令和2年3月12日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

令和2年3月18日から同年7月17日まで。ただし、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

8 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年7月17日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課